

大学英語教育学会関西支部 運営要領

(支部運営要領)

第1条 本支部運営要領は、一般社団法人大学英語教育学会の学会運営規程第23条第1項に基づき、支部の運営に必要な事柄を定める。

(名称)

第2条 関西支部は「大学英語教育学会関西支部」(The Kansai Chapter of the Japan Association of College English Teachers)と呼ぶ。

(目的)

第3条 関西支部は、大学英語教育及び関連分野の理論と実践に関する研究と活動を通じて、大学英語教育の充実発展を図り、あわせて関西地区における会員相互の交流を深めることを目的とする。

(事業)

第4条 前条の目的を達成するために必要な事業を行う。

(会員)

第5条 関西支部の会員は、一般社団法人大学英語教育学会の一般会員及び団体会員で、原則として関西地区に勤務又は居住する者とする。ただし、関西地区とは、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県の2府4県をいう。

(支部役員)

第6条 関西支部に次の役員を置く。

- (1) 支部長1名
- (2) 副支部長 1から2名
- (3) 支部幹事 8名程度(総務・財務・広報・紀要の各職につき、原則として、正・副2名の幹事を置き、総務正幹事を支部事務局及び本部法人事業委員会総務担当に、財務正幹事を本部法人事業委員会財務担当にする。このほか、支部長判断により、特命幹事を置くことができる。)
- (4) 支部研究企画委員 20名程度(うち1名を委員長、1から2名程度を副委員長とする)

る)

- (5) 支部会員のうち、理事・社員の職にある者
 - (6) その他支部が必要と認めた者 若干名
2. 役員任期は1期2年とする。
 3. 正副支部長・支部研究企画委員の任期は2期まで、支部幹事の任期は1期までとする。ただし、職名を異にする役員に連続して就任すること、及び、1年以上を空けた後で同職に再任することを妨げない。
 4. 役員任期は原則として4月1日からとする。
 5. 支部役員は、原則として定年を70歳とする。任期の途中で定年に達したときは、当該年度の終了まで、その任にあたる。

(支部役員の仕事)

第7条 関西支部役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 支部長は支部を代表し、必要に応じて支部役員会を招集し、これを主宰する。
- (2) 副支部長は支部長の指示した業務を所掌するとともに、支部長を補佐し、支部長に事故があるとき又は支部長が欠けたときは、その職務を代理し、又はその職務を行う。
- (3) 支部幹事は支部長の指示の下、総務・財務・広報・紀要その他にかかる事務を総括し、本部や他支部との連絡、その他の実務を行う。
- (4) 支部研究企画委員は正副支部長、支部幹事と連携しつつ、主として支部大会の企画・運営を行う。
- (5) 第6条1項の(5)に定める役員は、支部運営に対して助言を行う。
- (6) 第6条1項の(6)に定める役員は、その行うべき業務を遂行する。
- (7) 正副支部長、支部幹事、支部研究企画委員会正副委員長は支部執行部を組織し、支部運営の実務を行う。

(支部役員を選出)

第8条 支部役員は、支部役員会において選出し、支部総会の承認を得る。

2. 正副支部長、支部幹事、支部研究企画委員、支部研究企画委員会正副委員長の選出にかかる規程は別途定める。

(支部役員会)

- 第9条 第6条1項の(1)から(6)に定めた支部役員をもって支部役員会を構成する。
2. 支部役員会は支部運営上の諸問題について審議する。
 3. 支部役員会の定足数は第6条(1)から(6)に定めた支部役員定数の過半数とし、議決は出席者の過半数の賛成を必要とする。

(支部委員会)

- 第10条 関西支部に支部研究企画委員会及び支部紀要編集委員会を置く。
2. 支部研究企画委員会に委員長1名、副委員長1から2名程度を置く。正副委員長の任期は1年とし、1回までの再任を認める。
 3. 支部紀要編集委員会に委員長1名、委員3名程度、事務局長1名、事務局員1名を置く。ただし、委員長は副支部長(複数名の場合はそのうちの1名)が、事務局長は紀要正幹事が、事務局員は紀要副幹事が兼務する。紀要編集委員の任期は2年とし、1回までの再任を認める。委員長・事務局長・事務局員の任期は、副支部長及び支部幹事の任期に一致する。

(支部総会)

- 第11条 関西支部は毎年1回総会を開く。また、支部長が必要と判断した場合、及び、過半数を超える支部会員から要請があった場合、支部長は随時総会を開く。
2. 支部総会の定足数は支部会員数の五十分の一を目安とし、議決は出席者の過半数の賛成を必要とする。
 3. 支部総会は対面又はオンラインで実施する。必要な場合はメールによる持ち回り審議とすることができる。

(経費)

- 第12条 関西支部の経費は、本部より配布される。財務幹事は毎月本部に対しその収支報告を行う。

(支部事務局)

- 第13条 関西支部は支部事務局を原則として総務正幹事の勤務大学等に置く。

(支部運営要領の変更)

- 第14条 本運営要領の変更は、支部役員会の議を経て、総会の承認を受けなければならない。また、変更があった場合は、学会運営規程第23条第2項に基づき、理事会に報告する。

附則 この運営要領は2013年4月1日より施行する。

2. 2025年11月15日に一部改定。